

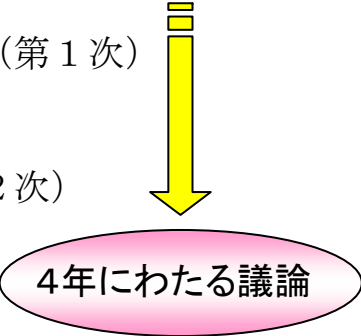
地域主権型道州制における 税財政制度の姿

～九州地域戦略会議「九州モデル」をもとに～

佐賀県知事 古川 康

九州地域戦略会議策定 道州制「九州モデル」

1. 九州地域戦略会議における検討経緯

- H15.10 「九州地域戦略会議」設立
 - ・九州地方知事会と経済4団体で構成
 - ・九州の発展戦略の立案と実行を目的
 - H18.10 「道州制に関する答申」(第1次)
 - ・道州制導入が必要
 - H20.10 「九州モデル答申」(第2次)
 - ・具体的役割分担
 - ・税財政制度
- 

2. 九州モデルの特徴と目的

- 九州7県知事と経済団体が同じテーブルで議論、合意
- **「徹底した地方分権型国家」**を志向

3. 検討の前提

- 憲法改正を前提としない
- 税財政制度の検討に際して、増減税は考えない
- 基礎自治体は、果たすべき役割を果たせると判断

4. 道州制によって目指す国のかたち

[理念]

- 国内外の変化に対応、日本が持続的に発展
- 統治機構を抜本的に見直し、新しい国のかたちを構築

[地方分権型国家]

- ①国の役割を外交、安保など本来果たすべき役割に限定
- ②内政は地方が自立的・総合的に担うことを基本
- ③そのため、国から地方へ権限・財源・人材を大幅移譲
- ④都道府県を廃止し、新たに全国に複数の道州を創設
- ⑤中央省庁は解体・再編、再構築

5. 道州制導入の意義

- ①基礎自治体が主役の地域づくりを実現
- ②多極型国土により、国内各地に創造力拠点を形成
- ③高い課題解決能力を持つ中央政府を実現
- ④簡素で効率的な行政を実現

6. 国と地方の役割分担の基本的考え方

- **国と地方の関係を、従来の「重層型」から「分離型」へ**

7. 道州制における国、道州、基礎自治体の役割分担のイメージ

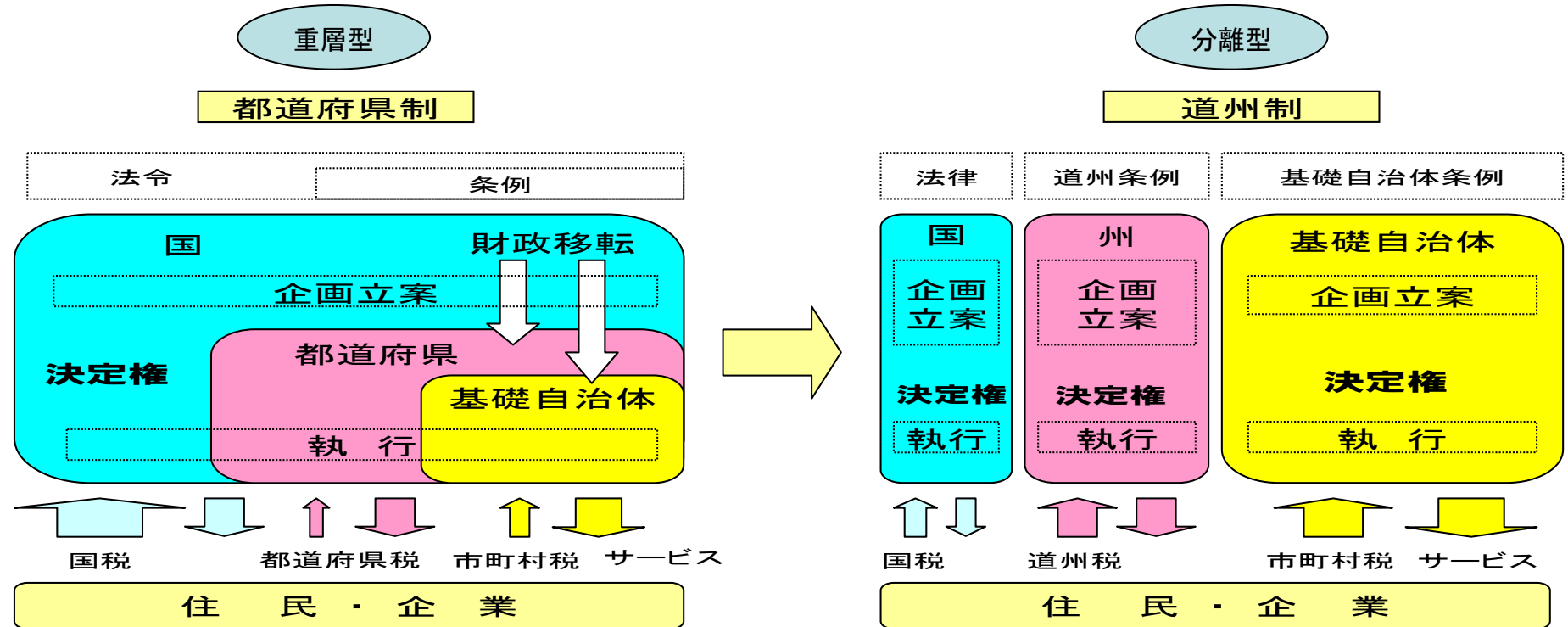
➤ 国と地方の関係を、従来の重層型から分離型へ転換

- ① 国の役割を法律で限定し、国と地方の役割を明確に区分
- ② 地方の役割は、地方が企画立案から執行までを一貫して実施
- ③ 道州の区域を越える広域事務、全国的な統一性の確保を求められる事務も、道州間の連携・調整で実施

【新たに法律で設ける組織】

役割分担を担保するため、国と地方の関係を調整する第三者機関

「全州会議」「全国市町村会議」等地方間の連携・調整組織



イメージは「地域主権型道州制」と同じ

8. 国と地方の主な役割分担の具体的なイメージ

- ①国と地方の役割分担の明確化、国の役割を法律で限定。
- ②道州の区域を越える広域事務を、道州が連携し実施。
- ③地方の役割は、企画立案から執行までを一貫して地方が実施し、国の関与を廃止。

		国	道州	基礎自治体
		外交・防衛等に限定	インフラ、産業振興中心	福祉・教育・まちづくり中心
安全等		○外交、大規模災害	○警察、広域防災	○消防・防災
社会 資本等		○航空、海上	○広域土地利用 ○森林、広域河川管理 ○空港管理、港湾管理 ○道路、鉄道	○都市計画、まちづくり ○市町村道 ○上下水道、公営住宅
経済 労働		○通貨、金融、マクロ経済 ○資源・エネルギー政策 ○電波管理	○中小企業支援 ○農林水産業支援 ○職業訓練、労働行政	○商店街対策等
社会 保障等		○年金 ○地球環境 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">医療保険、生活保護は、国と地方の両論併記</div>	○産業廃棄物	○介護、保育 ○地域保健
教育		○科学技術	○教育内容決定	○学校運営
財政 規模	A案	約18兆円(16%)	約52兆円(46%)	約42兆円(38%)
	B案	約28兆円(25%)	約42兆円(37%)	

A案＝医療保険は道州

B案＝医療保険は国

9. 道州制のメリットの例（12のテーマ）

生活に密着したこと

医療制度の充実

医師不足を解消して適性配置、
過疎地域の医療サービス向上へ

国が持つ医療に関する権限や財源を地方に移し、九州のどの地域でも地域のニーズや実情に合わせた医療を受けることのできる体制にします。大学の医学部の定数を道州が決めて医師を育成したり、過疎地の安定した医療体制のために臨床研修医の過疎地勤務を義務付けたり、単独の県だけでは導入が難しかった救急用医療専用ヘリコプターを道州で導入するなどの施策を、地方の判断で行います。



豊かな自然と生活環境の保全



九州の自然を守り育てる環境対策、
自然災害には広域防災対策で対応

住民が健康的で豊かな暮らしができるよう環境保全対策に取り組み、豊かな自然環境を守り育てていきます。また、現在の県境を超えた広域的な防災・減災対策を実施するほか、森林など自然環境を守るための九州環境税を創設して環境に対する意識を育てます。

九州は自然が豊かだからそれを大事にしていきたいわね。



安心して子育てができる社会



地域の実情や子育て世帯のニーズに合わせた支援で、安心して子育てできる社会を実現

全国一律ではなく、地域の実情に合った規模・形態の保育所・保育園を設置します。また、子育て世帯のニーズに合った夜間・休日保育などを実施します。さらに、出産・育児にかかる経済的負担の軽減など総合的な子育て支援などを実施します。

水資源の確保と、安全安心な河川づくり

渇水時には九州全体で水を供給

国の河川管理の権限を地方に移し、地域住民と連携した地域の個性を生かした安全安心な河川づくりを行います。また、渇水時には九州広域内で貯水率の高いダムから優先的に水供給を行うなど、住民に対して安定的な水資源の確保に取り組みます。



生活に密着したこと / 九州が一体となって取り組むこと

明日の九州を担う人材の育成

地域性を生かした特色ある教育、
多様な教育機会の提供

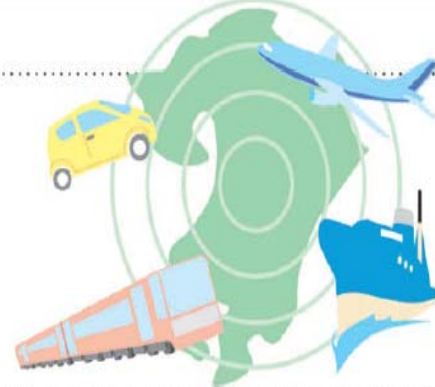
学校教育に関して国が定める範囲を大幅に縮小し、早い段階からアジアの言葉を学ぶなど、九州自らの数量と責任により、特色ある人材育成を推進します。学校設置主体の多様化、地域の実情に合った学校の整備や柔軟な学級編成など、多様で個性豊かな教育環境を整備します。



高速交通ネットワーク整備

住民を第一に考えた道路整備や
九州の発展を目指したインフラ構築

九州各地域での産業活動を活性化するために、高速道路・幹線道路の整備や、住民のニーズに応じた生活道路の整備を、地域の判断で細やかに、スピーディーに行います。道路だけではなく、港湾、空港、鉄道の整備も道州が主体となって効率的に行うことができ、九州の一体的な発展を目指します。



九州が一体となって取り組むこと

対東アジア戦略

東アジア経済文化圏を形成し、貿易や観光など多様な交流を促進

思い切った税制優遇や対外政策を行い、企業が投資・進出し、定住者や観光客が集まる、魅力ある自立経済圏九州を形成します。また、近隣諸国の都市や地域と独自にローカル版経済連携協定を結び、東アジア圏の成長力を九州に取り込みます。



広域的産業政策

九州が一体的に発展する広域的産業政策の実施

九州全体の視点に立った地域特性等を生かした戦略的な産業集積拠点を形成します。また、広域的な産官学の連携・ネットワーク化による研究開発を推進し、技術レベルを向上させます。さらに、研究機関の編成や広域的な産官学の連携強化により、高度な研究者を育成・確保します。

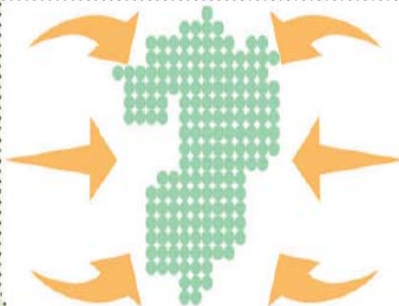


産業集積の推進

企業誘致を促進して九州を活性化、魅力的な産業クラスター形成へ

国の企業立地の許認可の権限を地方に移譲するとともに、企業立地の窓口を一本化することで活力ある企業の立地促進を図り、産業集積を推進して地域の活性化を進めていきます。また、九州が持っている魅力や地域特性を生かしながら、戦略的に県域を越えた産業クラスターを形成します。

クラスター：本来はブドウの房を意味しますが、群や集団を意味する言葉として用いられています。



「フードアイランド九州」

農林水産業の担い手を育成、九州ブランド食品で競争力強化

九州産の農林水産品に独自の認証マークをつけ、九州の顔とした「九州ブランド」食品を、国内はもとより東アジアを中心とした諸外国に輸出していきます。農林水産業の担い手の育成や確保にも力を入れ、全国有数の食料供給基地「フードアイランド九州」を目指します。



九州独自の雇用施策

地域の実情に応じた地場産業育成、産業需要に即応した能力開発を支援

道州制が導入されることによって、九州が一体となって、地域の実情に合わせた企業誘致、地場産業の育成を図るとともに、企業等が求める人材需要に即応できる職業教育(訓練)システムを構築し、九州独自の雇用施策を形成します。



効果的な地球温暖化防止

地域特性に応じた温暖化対策で環境先進地域としての九州へ

部門別温暖化ガス削減目標の設定や排出権取引など、より広域的な視点が求められています。道州となった九州では、新エネルギー関連事業やリサイクル産業の育成・誘致を行い、九州が環境先進地域となることを目指します。



10.道州制を実現するための税財政制度

- 役割分担と税源配分をできるだけ一致、国庫補助負担金は原則廃止
- 大幅な税源移譲を行い、地方の自主財源を確保
- 地域偏在の大きい税目を中心に地方共同財源を創設

法律で「別枠」の共同財源を創設、財政調整道州税を「拠出」し調整するドイツ型は否定

配分は地方間の調整組織(全州会議)で決定

- 市町村税 住民税、固定資産税、消費税(一部)など安定した税源を基幹税に
- 道州税 **地域偏在が少ない景気に左右されにくい消費税を基幹税に**
- 地方共同財源 法人事業税は、産業政策のインセンティブ機能に着目し、道州税として配分
- 国 税 地域偏在の大きい法人税、所得税、法人住民税の各々一部、相続税を配分
- 国 税 法人税と所得税の一部、関税、収入印紙税を配分

A案 年金は国、医療保険・生活保護は州の役割として整理した場合

現在の主な税	道州制の下での税源再配分				
	国 税	地方共同財源	道州税	市町村税	
国 税	法人税	60%	40%		
	所得税	20%	60%	20%	
	相続税		100%		
	消費税			80%	20%
	酒 税			100%	
	たばこ税			100%	
	揮発油税			100%	
	関 税	100%			
	収入印紙税	100%			
	都道府県税	法人事業税		100%	
都道府県民税(個人・法人)			100%(法人税割)	100%(所得割+均等割)	
地方消費税				80%	20%
都道府県たばこ税				100%	
軽油引取税				100%	
自動車税				100%	
自動車取得税				100%	
不動産取得税				100%	
市町村税		市町村民税(個人・法人)		100%(法人税割)	100%(所得割+均等割)
	市町村たばこ税			100%	
	軽自動車税			100%	
	固定資産税			100%	
	事業所税			100%	
	都市計画税			100%	

B案 年金、医療保険は国、生活保護は州の役割として整理した場合

現在の主な税	道州制の下での税源再配分				
	国 税	地方共同財源	道州税	市町村税	
国 税	法人税	90%	10%		
	所得税	40%	50%	10%	
	相続税		100%		
	消費税			60%	40%
	酒 税			100%	
	たばこ税			100%	
	揮発油税			100%	
	関 税	100%			
	収入印紙税	100%			
	都道府県税	法人事業税			100%
都道府県民税(個人・法人)			100%(法人税割)	100%(所得割+均等割)	
地方消費税				60%	40%
都道府県たばこ税				100%	
軽油引取税				100%	
自動車税				100%	
自動車取得税				100%	
不動産取得税				100%	
市町村税		市町村民税(個人・法人)		100%(法人税割)	100%(所得割+均等割)
	市町村たばこ税			100%	
	軽自動車税			100%	
	固定資産税			100%	
	事業所税			100%	
	都市計画税			100%	

A案、B案の違いは、法人税・所得税・消費税の配分

A案

年金は国、医療・生活保護は道州の役割として整理した場合のイメージ

B案も金額が変わるのみでイメージは同じ

租 税 (87兆円)

税目によっては共同徴収

国税

(約14兆円)

所得税(1/5)
法人税(3/5)
関税
収入印紙税
など

(約14兆円)

国税

(国債等)

国の
最終支出

(約18兆円)

道 州 税

(約29兆円)

住民税(州)
事業税
消費税(4/5)
自動車税
揮発油税
酒税
など

(約40兆円)

道州税

(地方債等)

道州の最終支出

(約52兆円)

共同・調整財源

(約20兆円)

所得税(3/5)
法人税(2/5)+法人税割
相続税

地方間の調整組織
(全州会議)

各州に総額を配分後、
各州のルールで市町村へ配分
州と市町村の配分は仮おき

(約11兆円)

(約9兆円)

補助金等は廃止

国・道州・市町村の最終支出は公債費除きの純計を推計

市町村税

(約24兆円)

住民税(市町村)※
固定資産税
消費税(1/5)(交付金)
都市計画税
など

(約33兆円)

市町村税

(地方債等)

市町村の最終支出

(約42兆円)

最終支出計
112兆円

※所得税の2割は市町村税へ移譲

13.配分額の内訳

シミュレーション結果では、現在の国税と地方税の比率 6:4が、道州制の下では 2:8 程度に

現行
87.1兆円

国 60% (52.3兆円)	都道府県 16% (13.9兆円)	市町村 24% (20.9兆円)
----------------------	-------------------------	------------------------

※都道府県から市町村への消費税交付金を反映



A案

国 17% (14兆円)	道州 33% (29兆円)	調整財源 23% (20兆円)	市町村(基礎自治体) 27% (24兆円)
--------------------	---------------------	-----------------------	-----------------------------

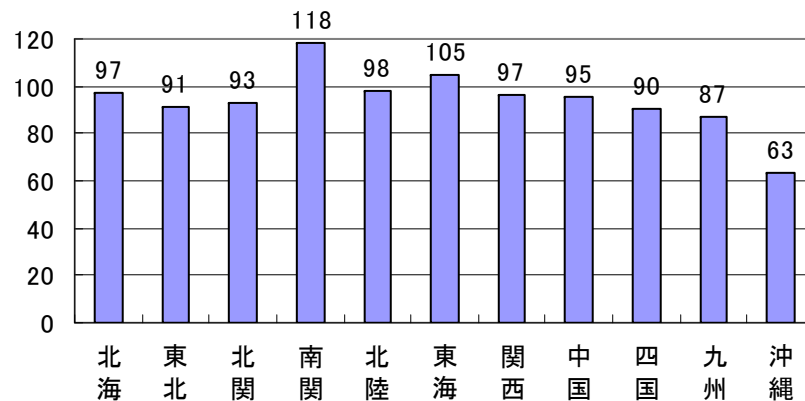
B案

国 25% (22兆円)	道州 30% (26兆円)	調整財源 16% (14兆円)	市町村(基礎自治体) 29% (25兆円)
--------------------	---------------------	-----------------------	-----------------------------

偏在性が小さい消費税を中心に地方税制を設計することで、地域間の偏在性は小さいものに

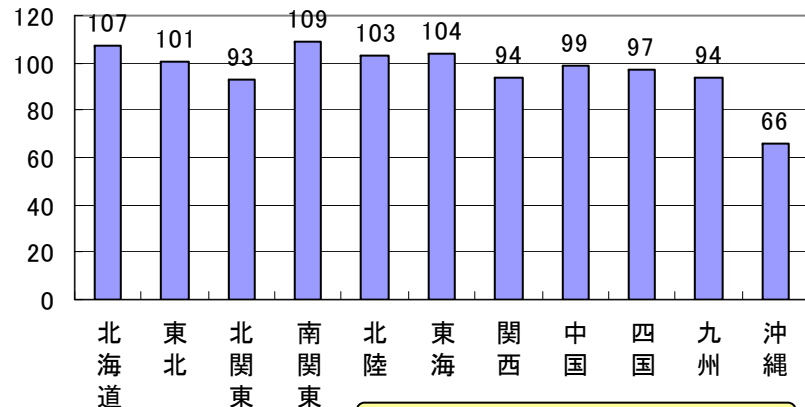
➡ 財政調整制度に「負荷」をかけない

A案による地方税(道州税+市町村税)



最大/最小1.36倍(沖縄除き)

A案による道州税

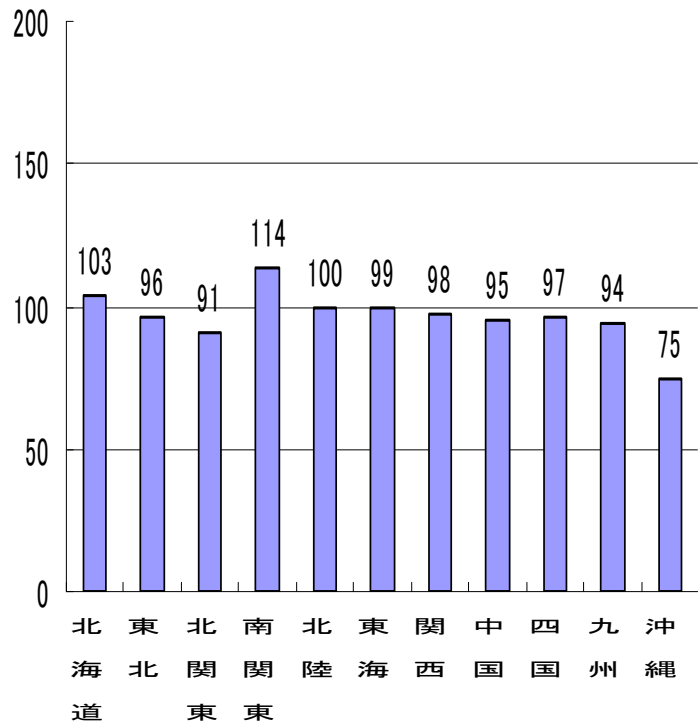


最大/最小1.17倍(沖縄除き)

【参考】 主な税の地域偏在性

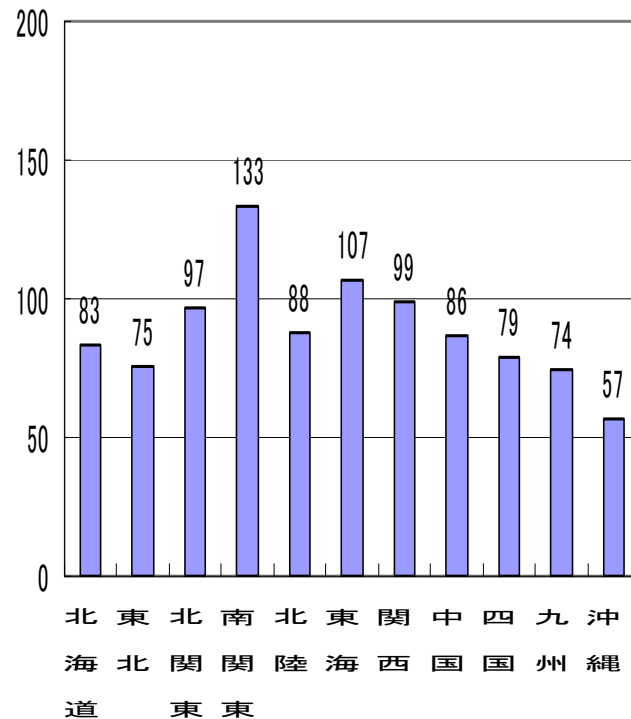
最大／最小1.26倍（沖縄除き）

地方消費税



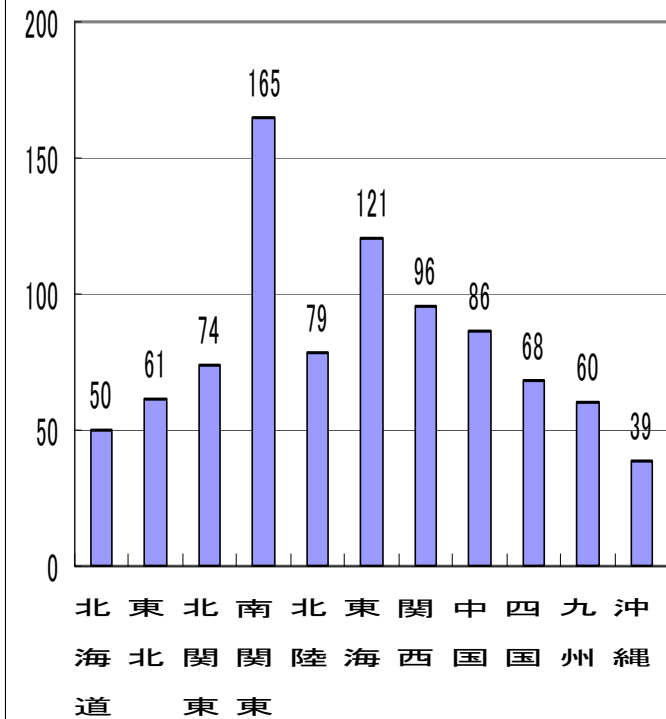
最大／最小1.79倍（沖縄除き）

住民税所得割(税率フラット)



最大／最小3.30倍（沖縄除き）

法人事業税



「地域主権型道州制」にふさわしい税財政制度

	ビジョン懇「中間報告」
税財政制度の基本原則	偏在性が小さく、安定性を備えた新たな税体系
財政調整制度	その役割に応じて必要となる財源を確保することを大前提とした上で、財政調整が必要
国と地方の関係	国民生活に関する行政の責任は一義的には道州と基礎自治体が担い、広域的な補完は道州が行なう
	国の役割は、国独自の権限であり、基礎自治体や道州の機能や権限分野に関与するものであってはならない
	行政権限や税財源、国家権能の行使や施設等をめぐって国と道州の間で争いが生じた場合に備え、国、道州から独立した裁定・調整機関を設ける

検討の方向性

消費税を地方税の中核・基幹税に

財政調整制度は必要

国の役割を限定し、地域が「主権」を持ち、義務付け・枠付けがない以上、国が財政需要を精緻にみて、保障することは困難(無理)

道州間の連携・調整ができる仕組みが必要

地域の「主権」を確立するため必要